

広島大学学術情報リポジトリ
Hiroshima University Institutional Repository

Title	漢訳『万国公法』（1864）におけるPersonの翻訳
Author(s)	後藤, 弘志
Citation	ぶらくしす , 22 : 35 - 60
Issue Date	2021-03-31
DOI	
Self DOI	10.15027/50887
URL	https://ir.lib.hiroshima-u.ac.jp/00050887
Right	
Relation	



漢訳『万国公法』（1864）における Person の翻訳

The translation of “Person” in the chinese version of *Elements of International Law* (1864)

後 藤 弘 志（広島大学・教授）

Hiroshi Goto (Hiroshima)

1. 本稿の目的と対象

本稿は、明治 20 年代中頃の日本において person 概念の訳語が「人格」へ収斂されていく過程の源流に近い時期に焦点を当て、中日における同概念との格闘の一端を辿ることを目的とする。

幕末から明治期の日本において西洋の学問文化を導入する際に、中国における漢訳洋書の恩恵があったことはよく知られている（松井 1985、陳力衛 2019、75 以下）。

沈力衛（2001、271 以下および 285）によれば、中国における漢訳洋書刊行の流れは次の三つの時期に分けられる。

第一期（16 世紀後半から 19 世紀初頭まで）では、マテオ・リッチを始めとするカトリック系伝道者たちの著作（約 420 点）が挙げられる。個人による恣意的な翻訳が多く、内容も基督教、算学、天文、地理に偏っている。

第二期（プロテスタントの最初の宣教師ロバート・モリソンが中国に上陸した 1807 年から 19 世紀末まで）では、プロテスタント宣教師たちの著作物（約 1000 点）が挙げられる。第一期より具体的な専門領域の書物が出版され、また、多くの英華字典が出版されている。

第三期（アヘン戦争により日本に先んじて西洋に直面した清朝廷が同文館を設立した 1862 年以降。一部は第二期と重なる）では、同文館などの外国書翻訳機構で出版された本（約 300 点）が挙げられる。朝廷主導の計画的翻訳事業、中国人と外国人の共同翻訳などの点で、前の二期と性格が異なる。当時の日本外務省の高官柳原前光が中国の翻訳館（江南製造局内）に赴き、1871 年時点で入手可能なほとんどの訳書（ジャンルは数学、化学、地質、地学、航海、機械など）を一括購入したことが知られている（沈力衛 2001、291 以下も参照）。また、人文系では『万国公法』などが刊行されており、これらの文献が今日の日中同形語の形成に深く関わっているという（沈力衛 2001、286）。

このうち、筆者はすでに、第二期の英華字典諸版における person 関連語の訳語の比較調

査を行ったことがある（後藤 2020）。そこで、本稿では、これらの訳例との関係も視野に入れながら、第三期の出版物の中から、人文社会科学系の数少ない専門書であり、また日本へ大きな影響を及ぼした漢訳『万国公法』における *person* の訳語例を調査する。

漢訳『万国公法』は、アメリカ人宣教師 W. A. P. Martin（中国名は丁韞良）が、Henry Wheaton（ホイートン）著 *Elements of International Law* (Philadelphia 1836 初版) を翻訳しつつあったものを、清政府が許可・支援して、1864 年に同名で出版したものである（ジャンニン・ジャン 1991）¹。日本でははやくも翌年にこの漢訳に返り点を付した加點本が出版され、和訳・注釈本がこれに続く。

- ① 加點本『万国公法』6 冊（開成所、1865、官版）
- ② 『和解万国公法』4 冊（鄭右十郎・吳碩三郎共訳、1868。刊行されず）
- ③ 『万国公法訳義』（堤殻士訳、1868）
- ④ 『和訳万国公法』（重野安繹訳述、1870）
- ⑤ 『万国公法蠡管』（高谷龍州注解、1876）

このようにすでに 1868 年には、ホイートンの原書からの和訳が試みられ、三度の翻訳ブームが訪れる。

第 1 期（1868～1876）に属するのは以下を含む全 6 冊で、いわゆる非ホイートン系の直接翻訳も登場している。

- ⑥ 『交道起源』（瓜生三寅訳述、1868）：ホイートンの第一巻第一章のみ
- ⑦ 『畢洒林氏万国公法』（フィッセリング教授・西周助訳述、1868）
- ⑧ 『国際法一名万国公法』（ウールジー著、箕作麟祥訳、1873）
- ⑨ 『恵頓氏万国公法始戦論』（大築拙蔵訳、1875）：ホイートンの第 290 条から第 341 条第 2 期（1877～1882）に属する 9 冊のうち、ホイートン系は次のもののみである。これは、全条文の翻訳だが、各条文内では欠落部分も少なくない。
- ⑩ 『恵頓氏万国公法』（大築拙蔵訳、司法省蔵版、1882）。

第 3 期（1888～1905）には 18 冊の翻訳が出版されている。また、数多くの日本人が自ら著述に乗り出していることもこの時期の特徴である。ただし、この時期にはホイートン系の翻訳は存在しない²。

以上を踏まえて、本稿は、ホイートンの原書における *person* 関連語の用例をベースに、マーチンの漢訳『万国公法』（以下、漢訳と表記）、最も早い和訳として③『万国公法訳義』（以下、堤訳と表記）、原文からのほぼ全訳である⑩『恵頓氏万国公法』（以下、大築訳と表記）における訳例を分類し、その変遷を辿る³。本論考の主題である *person* の訳語が紆余曲折を経て「人格」と定められたのは 1892～1894 ころとされており（拙論 2016 参照）、第 3 期の文献を見逃すことはできない。しかし、この時期にはホイートン系の翻訳は存在しないため、訳語の変遷を辿るうえで参考になる限りで、非ホイートン系および日本人自身による著作も参照するにとどめる。

次に、ベースにする原書の版について述べておきたい。原書の諸版については、周 圓

(2011) が詳しい。それによれば、最初の 2 版は、1836 年にフィラデルフィアとロンドンで同時に出版されている。その改訂版が 1846 年にフィラデルフィアで第 3 版として出版されている。この第 3 版に若干の改訂を加えた第 4 版（フランス語版）が 1848 年にパリとライプツィヒで刊行されている。ホイートンは同年死去しており、これが著者自身の改訂した最後の版である。1853 年にパリとライプツィヒで第 5 版が刊行されているが、第 4 版と内容的には同じである。ホイートンの死後、親しい友人の W. B. ローレンスが、第 4 版をベースに、本文に自身の手になる注釈や、原作者の紹介、独自の見解、そしてホイートン死後に起きた事例などを加えることで内容を大幅に増やし、これを 1855 年にボストンで出版した。これが第 6 版である。1863 年には、ローレンスが、第 6 版で加えた注釈を書き直し増補するなどした第 7 版を出版している。1866 年にはさらに第 8 版が出版されているが、これが 1864 年発行の『万国公法』漢訳の底本となった可能性は排除できる。周 圓 (2011) は、マーチンが『万国公法』の漢訳作業に着手したのは 1862 年であり、1863 年の第 7 版を取り寄せて校正に使ったことも考えにくいから、マーチンが底本としたのは 1855 年の第 6 版であると断定してほぼ間違いないとしている。事実、章立てに関しては第 4 版と第 6 版とは一致しているが、付録を見るかぎり、漢訳が第 6 版をベースにしたことは確かなようである。したがって、本稿は第 6 版を比較のためのベースにする。ただし、実際に底本としたのはいわゆる官版である。

漢訳・和訳の欠落部分についても触れておきたい。漢訳では、**Anvertisement to the first Edition** や注は完全に欠け落ちている。また、本文中においても、対応箇所が部分的に抜け落ちていたり、節の途中で訳出が終わっているなどの箇所がある。それゆえ本稿では、こうしたそっくり欠落している部分は除き、原則として、**person** 関連語が明示的に訳出されている箇所、および抄訳・意識・省略されてはいるが、原文との対応関係を確認できる箇所のみを検討の対象とする（ただし、漢訳は欠落しているが堤訳や大築訳が参考になる箇所では、「欠落」として列挙する）。堤訳は漢訳の第二巻（原文 184 頁 11 行目、第二部第二章 14 節）までの部分訳である。訳出された各節にも欠落部分が多々ある。そこで、堤訳の訳出されなかった部分については列挙せず、訳出された範囲に部分的「欠落」がある場合はそれとして記す。大築訳にも端折られた部分がある。第一部第二章 23 節途中（原書 67 頁 12 行目）から同節末まで、第二部第二章 17 節途中（原文 197 頁 10 行目）から章末まで、第三部第一章 17 節途中（原文 293 頁 22 行）から節末までである。この部分は「欠落」と表記することにする。

2. 分類について

本稿の目的は、英語・漢語・日本語における **person** 関連語の用例と訳例の比較にある。したがって、その分類整理のためには、それぞれの言語における造語法・統語法の観点が必要不可欠である。しかし、あくまでも中心となるのは意味解釈の反映としての訳語である。それゆえ以下では、造語法・統語法については、この目的のために必要な限りで言及する。

意味による分類に際しては、まず、現在の到達点から遡及するために、小山貞夫編著『英米法律語辞典』（研究社、2011）に収録された **person** 関連用語を参考にした⁴。主たる項目は次のようなものである。

- **persona** 人，人間；《法的人格をもった》人 (**person**)
- **person**
 1. 人，人間；《法的人格をもった》人
 2. 身体
 3. [神学] ペルソナ，位格
- **personal**
 - a
 1. 《物と区別して》人の，人格的な
 2. 個人の，一身上の，私の，個人的な，個人に向けられた；本人の，当人の，当人だけの
 - **a personal matter** 私事
 - **personal remarks** 人身攻撃
 3. 対人の，人的な，動産の (**opp. real**) cf. **IN PERSONAM**
 4. 身体の，人身の，身体的な
 - n [pl]動産，人的財産 (**personal property**)
- **personality**
 1.
 - ◇ 1a 《人に印象を与える表にあらわれた》個性，人格，人柄，性格，パーソナリティ
 - ◇ 1b 人好きのすること；魅力
 - ◇ 1c [pl]個人攻撃，人物批評
 2. 個人，人間；特異な人；《ある方面の》有名人，名士，パーソナリティ
 3. 《場所・ものなどの》雰囲気
 4. 《ある人物の》実在，正体；人としての存在，人間；法人格 (= **LEGAL PERSONALITY**)
 5. 《まれ》人的財産，動産 (**personality**) (**opp. reality**)

これを見る限り、法律用語としての **person** は、何よりも「人」を外延とする概念であることがうかがえる。その一方で、神学的背景についても押さえられており、これによって人間以外の人格の可能性も示唆されている（法律の枠内では自然人以外の法人格がこれに該当する。例：国際関係の主体としての国家）。さらに、物件と区別される限りでの「人格一般」（ここでは主として人間一般）という普遍的側面と、「個人・本人・私的」という個別的側面の両方が正しく把握されている。

「対人」「人的」の用例としては以下の項目が参考になる。いずれも、「特定の人」に関わ

る用例である。

- **personal action** 人的訴訟, 対人訴訟 (**actio in personam**) 《契約違反者・不法行為者などの特定人に対する人的請求原因に基づく訴訟で, 物自体の取戻しを目的とする》 **real action** (物的訴訟) の対語
- **personal contract**
 1. 人的財産 (に関する) 契約
 2. 一身専属契約 《著述契約など, 契約当事者のみが履行しうる契約》
 3. 個人契約
- **personal jurisdiction** 対人 (裁判) 管轄権, 人的裁判権 (= **in personam jurisdiction, jurisdiction of [over] the person**) 《特定の裁判所が特定の人に対して裁判をなすうる管轄権; [以下省略]》
- **personal law** 属人法 《人がいかなる場所に行っても追隨して適用される法; **territorial law** (属地法) に対する語》
- **personal right**
 1. 《その人の財産権からではなく個人としての身分・地位に基づく》 人的権利
 2. 対人的権利 (**RIGHT IN PERSONAM**)

ここで見落としてはならないのが、「身体」・「一身」という訳語である。以下で直ちに取上げる **person of ambassador** といった表現を訳す場合、(大使本人の一部としてであれ) 大使本人とは異なる何等かの特性やあり方を訳の上で示す必要がある。「身体の保護」、「身柄の確保・拘束」などの訳例がその典型である。この訳出法は、漢訳『万国公法』が初出ではなく、各種の英華字典においてもすでに見いだされる。そこには「個人」「本人」「自ら」を意味する **person** や **personal** の訳語としても「身」が使用されている (後藤 2020)。「身」は「自ら」の意味と同時に、言うまでもなく「身体」の意味を持つ。ここには西洋語としての **person** 概念とのずれがある。**person** 一般の構成的属性としての **personality** 自体は身体を必須要件とせず、むしろこの人格性一般が個物の中に備わるために、身体による個別化という通路をたどるからである。この意味で、漢訳『万国公法』が先行する英華字典の訳出法を引き継ぎ、それが現代の法律用語にまで継承されていることは、異文化解釈/誤解の興味深い例を提供している。『万国公法』が漢訳された時代、また、それに依拠して日本で『万国公法』が紹介された当初においては、多くの法律用語はまだ成語といえる段階にはなかったことを顧みればなおさらである。

3. 用例および翻訳例

【身体/身柄】

君主の管轄権免除について言及している次の箇所は、漢訳では **his person** がまったく訳されておらず、堤・大築訳でも「人君」・「君主」とのみある⁵。

- **exempting his[=sovereign] person from arrest (146)**⁶

- 漢訳：雖無不准捕拿明條（巻 2(3)-29)
- 堤訳：人君タル者ヲ捕フマジキハ…（巻 2 下-16)
- 大築訳：我カ君主ヲ捕拿セサルノ明條無シト雖モ（139）

次の用例では、管轄権免除の対象として大使、さらにはその家族・秘書等の身体の意味での **person** に言及している。ただし、その意味は訳には反映されていない⁷。

- This immunity extends, not only to the **person** of the minister, but to his family and suite, secretaries of legation and other secretaries, his servants, movable effects, and the house in which he resides. The minister's **person** is, in general, entirely exempt both from the civil and criminal jurisdiction of the country where he resides (284).

- 漢訳：①國使之妻子…（巻 3(4)-7） ②國使不歸他國管轄（巻 3(4)-7）
- 大築訳：①公使（242） ②公使（242）

- The custom of civilized nations, founded upon this principle, has therefore exempted the **persons** of the sovereign and his family, the members of the civil government, women and children, cultivators of the earth, artisans, laborers, merchants, men of science and letters, and, generally, all other public or private individuals engaged in the ordinary civil pursuits of life, from the direct effect of military operations (419)

- 漢訳：國君、並其家屬、文官…（巻 4(5)-20）
- 大築訳：國君并ニ其家族、文官…等（393）

外国政府・国家によって派遣された公使の身体の不可侵性の根拠として君主の **person** に言及する次の箇所でも、三訳とも「君主」とのみ訳し、やはり **person** を省略している。

- **person** of a foreign sovereign (143)

- 漢訳：君主（巻 2(3)-29）
- 堤訳：君主（巻 2 下-13）
- 大築訳：君主（136）

ただし、これに続く文の冒頭の分詞構文 **Representing** の主語として、漢訳は「君身」（巻 2(3)-29）、堤訳は「君ノ躬」（巻 2 下-13）を補充しており、上の **person** の意味はこちらに託されていると考えることもできる。これに対して、大築訳は、上の箇所同様 **Representing** の主語にも「君主」（136）という表現を当てている。同様のパターンは次の箇所にもみられる。ここでは漢訳を引き継いで堤訳も「身」という訳語を使用している。

- exemption of the **person** of the sovereign from arrest or detention (146)

- 漢訳：君身（巻 2(3)-29）⁸
- 堤訳：君主ノ身（巻 2 下-16）
- 大築訳：君主（139）

これとは異なり、漢訳では「身」の意味が訳から抜け落ちているが、大築訳では、（やは

り分詞構文の主語としてだが)それが訳に反映されている箇所もある。

- Representing the rights, interests, and dignity of the sovereign or State by whom he is delegated, his person is sacred and inviolable (283).
 - 漢訳：當敬其君以及其臣、而不可冒犯 (巻 3(4)-6)
 - 大築訳：君權君位其身ニ移リ全ク他ヨリ犯ス可カラサルノ性格ヲ備フレハナリ (241)

漢訳・大築訳が一致して person を「身」として明示化している訳例としては、次の箇所がある。

- the person and dignity of the sovereign (278)
 - 漢訳：君之身 (巻 3(4)-3)
 - 大築訳：君身君位 (234)
- He is, above all, entitled to enjoy complete personal security; to injure and insult him would be to injure and insult his sovereign and entire nation; to arrest him, or commit any other act of violence against his person, would be to infringe the rights of legation which belong to every sovereign (301).
 - 漢訳：①當尊而護之無異也 (巻 3(4)-10) ②害其身 (巻 3(4)-10)
 - 大築訳：①公使ヲシテ必ス十分ノ保護ヲ受ケシム可キナリ (256) ②其身ヲ傷害スル (256)
- The character of the person to whom it[licence] was given and the object for which it was granted, equally required that it should be construed to impart full security to the person who had obtained it (146).
 - 漢訳：國君既得准文、以期免辱、自當全護其身 (巻 2(3)-30)
 - 堤訳：君早ヤ准文ヲ得バ (巻 2 下-17)
 - 大築訳：免狀ヲ得ルハ即チ君身ヲ全護スルノ保證トス (140)

このうち二例目と三例目には person が二度登場するが、一つ目の person は漢訳・大築訳のいずれにおいても省略されているのに対して、二つ目の person は漢訳・大築訳ともに「身」として明示化されている。

【物件/財産に対する人格/身体】

次に、この「身」で何を理解し、表現しようとしたのかを探るため、物件 things に対する人格を意味する person の訳例を見てみよう。

対象によって管轄権は対人管轄権 personal jurisdiction と事物管轄権 subject matter jurisdiction に区別される。この二つの対象を並列している以下の箇所を、漢訳は「人物」と訳している。堤訳・大築訳が「人民貨物/財貨/物貨」と訳している通り、これがいわゆる「人物 person」ではなく「人と物」であることは明らかであろう。

- power of regulating persons or things beyond its territory (113)
 - 漢訳：疆外人物（巻 2(3)-18)
 - 堤訳：欠落
 - 大築訳：疆外人民貨物（117）
- the persons and things belonging to the offending nation (362).
 - 漢訳：彼國人民財物（巻 4(5)-1)
 - 大築訳：其國ノ人民財貨（302）
- every nation has an exclusive right to regulate persons and things within its own territory (163)
 - 漢訳：疆内之人物（巻 2(3)-42)
 - 堤訳：吾領内ノ人民物貨（巻 2 下-43)
 - 大築訳：疆内ノ人民貨物（162）

類例としては次の箇所が挙げられる。

- all persons and things which have been temporarily under the enemy's dominion (617)
 - 漢訳：人口産業（巻 4(6)-71）⁹
 - 大築訳：人口産業（658）

persons and things と類似した訳語を与えられている表現に person and property/effects がある。

- private rights of persons and property (115)
 - 漢訳：人民産業之事（巻 2(3)-21)
 - 堤訳：欠落（該当の節全体）
 - 大築訳：人民ノ権利及ヒ貨物（121）
- the sovereign can neither detain the persons nor the property of those subjects of the enemy (375)
 - 漢訳：其人其貨（巻 4(5)-8)
 - 大築訳：敵國ノ人民貨物（320）
- persons and property hitherto deemed exempt from hostilities (421)
 - 漢訳：捕人毀貨（巻 4(5)-22)
 - 大築訳：敵人敵貨（397）
- the persons and property belonging to the other nation (362)
 - 漢訳：彼國人物（巻 4(5)-2)
 - 大築訳：彼國ノ人民及ヒ財貨（303）
- the persons and effects belonging to the other nation (362)
 - 漢訳：彼國人物（巻 4(5)-2)
 - 大築訳：彼國ニ屬シタル人民財貨（303）

興味深いのは、漢訳が **person** に「身」という訳を当てている以下の用例である。堤訳もこれを踏襲して「其躬」と訳している例がある。これに対して、大築訳には「身」の意味が反映されていない。この点では、大築訳は先行する二つの翻訳より後退しているということもできる。

- an unlimited right is acquired by the victor to his[enemy] person and property (416)
 - 漢訳：其身其貨（巻 4(5)-18）
 - 大築訳：敵人敵貨（390）
- a most unlimited right is acquired to his[=enemy] person and property (374)
 - 漢訳：制其身奪其物（巻 4(5)-8）
 - 大築訳：敵人敵貨（319）
- the person or property of the offender (182)
 - 漢訳：不能加刑於其身物在疆外者（巻 2(3)-48）
 - 堤訳：其躬及ビ産業ナドノ領外ニアルハ（巻 2 下-55）
 - 大築訳：其人其貨（173）
- The ordinary municipal tribunals acquire jurisdiction over the person or property of a foreigner by his consent, either *expressed* by his voluntarily bringing the suit, or *implied* by the fact of his bringing his person or property within the territory (462).
 - 漢訳：①省略 ②己之身家貨物（巻 4(5)-30）
 - 大築訳：①其人其貨（459） ②其人其貨（459）
- Passports, safe-conducts, and licenses, are documents granted in war to protect persons and property from the general operation of hostilities (475).
 - 漢訳：身家財貨（巻 4(5)-34）
 - 大築訳：其人其貨（481）

【動産・人的財産】

財産はさらに動産/人的財産/所持品 **personal property** と不動産 **real property** とに区別される。用例は多数に上るため、以下本稿の目的にとって重要なもののみ抽出した。

- personal (or movable) property (139)
 - 漢訳：動物（巻 2(3)-26）
 - 堤訳：動物（巻 2 下-7）
 - 大築訳：動産（131）
- personal property, or movables (434)
 - 漢訳：動物（巻 4(5)-25）
 - 大築訳：動産（413）

- Every independent State is entitled to the exclusive power of legislation, in respect to the personal rights and civil state and condition of its citizens, and in respect to all real and personal property situated within its territory, whether belonging to citizens or aliens (112).
 - 漢訳：①己民之分位権利（巻 2(3)-17） ②疆内産業植物動物（巻 2(3)-17）
 - 堤訳：①人民[citizen]ノ権利分限（巻 2 下-1） ②欠落（該当の節の冒頭のみ訳出）
 - 大築訳：①其民ノ分位権利（115） ②動産不動産（115）

この箇所の漢訳には「所謂植物者、即如房屋田畝不能移動之類、不獨樹木然也」との注が付されており¹⁰、「産業 property」のうち、「植物」がいわゆる「不動産」を、それに対応して「動物」が「動産」を意味することは明らかである。大築訳ではすでに現在にまで続くこれらの訳語が登場していることが分かる¹¹。

次の例では、personal effects にも同様の訳語が当てられている。

- personal effects (120)
 - 動物（巻 2(3)-22）
 - 堤訳：欠落（該当の節全体が欠落）
 - 大築訳：動産（125）

また、personal property が movable property あるいは mobilia/movables と言い換えられていたように、personal effects についても同様の言い換えがある。

- The personal effects or movables belonging to the minister (287)
 - 漢訳：国使住房器具（巻 3(4)-8）
 - 大築訳：動産（245）

この箇所の漢訳は movables が指しているものを具体的に挙げて説明している。次の箇所も具体例（ships and goods）を挙げて、movables が指しているものを示唆している。

- As to ships and goods captured at sea, and afterwards recaptured, rules are adopted somewhat different from those which are applicable to other personal property (437).
 - 漢訳：動物（巻 4(5)-25）
 - 大築訳：動産（413）

これらの用例を見る限り、原文でも personal property と personal effects とが明確に区別されていることは確認できず、「動物」「動産」という同じ訳語が当てられたことは妥当である。そして、real property に対して personal property を特徴づけるものについても漢訳が正しく理解していることは、次の箇所を見れば確認できる。

- As to personal property, the *lex domicilii* of its owner, prevails over the law of the country where such property is situated, so far as respects the rule of inheritance : -- *Mobilia ossibus inhaerent, personam sequuntur* (119-120).

- 漢訳：①動物（巻 2(3)-22） ②古語所云、動物貼骨跟身、是也（巻 2(3)-22）
- 堤訳：①・②とも欠落（該当の節全体が欠落）
- 大築訳：①動産（125） ②省略

幸い漢訳は「古語」の部分も翻訳しており、**personal property** が骨跟[かかと]身に貼りついてそれに付いていくという意味で理解していることが分かる。これは適訳と言ってよい。この箇所の大築訳は古語の部分を出していないが、これは前半の英語による説明と重複すると考えたためと思われる。次の箇所の大築訳は原文に従って「動産」の特徴を正しく捉えて訳出しているからである。

- **Personal property may follow the person anywhere** (413)

- 漢訳：欠落
- 大築訳：動産ハ其貸主ノ行ク所ニ從フ可キモノ（385）

次の「身家」という訳語もこのようなニュアンスを含んでいる可能性がある¹²。

- **The ordinary municipal tribunals acquire jurisdiction over the person or property of a foreigner by his consent, either *expressed* by his voluntarily bringing the suit, or *implied* by the fact of his bringing his person or property within the territory** (462).

- 漢訳：①省略 ②己之身家貨物（巻 4(5)-30）
- 大築訳：①其人其貨（459） ②其人其貨（459）

【人格権・人的権利】

次に、**person** と **property** に対する権利を中心に、権利・権限に関連する用例を見てみよう。**personal rights** の訳は非常に錯綜している、あるいは少なくとも不明瞭である。次の箇所では、財産権と人格権の区別が問題になっていることは構文上明白であるにもかかわらず、財産権のみ訳に反映させており、**person** は **citizens** と重ね合わせて省略されていると考えられる。

- **All questions in regard to rights, whether of property or of person, arising between citizens of the United States in China shall be subject to the jurisdiction, and regulated by the authorities, of their own government** (166).
- 漢訳：合衆民人[citizen]、在中國各港口、自因財産涉訴（巻 2(3)-44）
- 堤訳：合衆國ノ人民支那ノ各港口ニ在リテ。財産ノ事ヨリ訴訟トナレバ（巻 2下-47-48）
- 支那ニ在ル米國人民ノ間ニ起ル財産權利ノ争ヒ（165）

次の箇所では、特定個人が有する人格権と財産権に言及しているが、漢訳は「権利」の語を端折っている。これに対し、大築訳では「権利」の語を確認できる。

- **in respect to private rights of persons and property** (115)
- 漢訳：人民産業之事（巻 2(3)-21）

- 堤訳：欠落（該当の節全体が欠落）
- 大築訳：人民ノ権利及ヒ貨物（121）

ただし大築訳は **rights of persons** と **property** の間で意味上の区切りを入れており、これは誤訳と思われる。なぜなら、次の箇所を見れば、**rights of persons and property** が **personal and proprietary rights** の区別に対応していると考えるのが妥当だからである。にもかかわらず、漢訳も大築訳もこの区別を明確にせず、この二つの権利を有する特定個人（人・人民）と、その権利の対象としての **person** とを重ね合わせてしまっているようである。

- **legitimacy, succession, and other personal and proprietary rights (141)**

- 漢訳：人之嫡派繼業等權（巻 2(3)-28）
- 堤訳：人民ノ嫡流並ニ産業ノ相續ブリ（巻 2 下-11）
- 大築訳：相續繼業等ノ人權¹³（135）

次の箇所でも、漢訳・堤訳は同様の問題を抱えている。**personal rights, or rights of property** が言い換えと読めてしまうという構文上の理由もあるかもしれないが、人格権の対象としての **person** への配慮の不足がその大きな要因と思われる。大築訳は「私權或ハ所有品ノ權利」と訳している点で他の訳より優れているが、三訳とも「私權」という訳語を用いており、人格権の対象としての **person** とその主体としての **person** とをどこまで明確に区別できているか疑問が残る。

- **Sovereign princes may become the subjects of international law, in respect to their personal rights, or rights of property, growing out of their personal relations with States foreign to those over whom they rule, or with the sovereigns or citizens of those foreign States (28).**

- 漢訳：①私權（巻 1(2)-17） ②如國君私自置買、繼續基業等權、或與他國之君民有關涉者（巻 1(2)-17）
- 堤訳：①私權（巻 1 下-12） ②國君ノ意ニテ。繼續基業ヲ買フコト。又ハ總テノ事。他國へ關係アルナドハ（巻 1 下-13）
- 大築訳：國君外國ノ國民ニ管渉スル私權或ハ所有品ノ權利（35）

次の箇所では、財産の主体としての **person** が登場する。

- **the death of any person holding real estate within the territories of the one party (119)**

- 漢訳：此國人（巻 2(3)-22）
- 堤訳：欠落
- 人民（125）

ここでは不動産の所有についてのみ述べられており、漢訳・大築訳ともにこれを「遺産」と意識している。原文で **real estate** に対する **personal estate** という表現が登場するのは、いずれの翻訳でも割愛された注（199）においてのみである。とはいえ、**personal estate** とその主体である **person** を区別すべきことはこの箇所だけでも明白である。他の文脈における

「身」の用例と連結することができていれば、もう少し事情は異なったであろう。

他方で、次の箇所では、構文が明確で、かつ **property** と **rights** がセットになっていないためであろうが、漢訳・大築訳ともに齟齬のない訳となっている。ただし、ここでも **personal rights** の意味は不明瞭であり、**person** と **citizens** とが重ね合わされている。

- Every independent State is entitled to the exclusive power of legislation, in respect to the personal rights and civil state and condition of its citizens, and in respect to all real and personal property situated within its territory, whether belonging to citizens or aliens (112).
 - 漢訳：①己民之分位権利（巻 2(3)-17） ②疆内産業植物動物（巻 2(3)-17）
 - 堤訳：①人民ノ権利分限（巻 2 下-1） ②欠落（該当の節の冒頭のみ訳出）
 - 大築訳：①其民ノ分位権利（115） ②動産不動産（115）

【資格・地位・法的身分・適格性】

次に、人格権の根拠となる個人の資格・地位等に関連する用例を見てみよう。次の箇所では、いずれの訳も **personal capacity** の項目を挙げるのみで代用している。

- the personal capacity to enter into the nuptial contract as to age, consent of parents, and prohibited degrees of affinity, &c., is generally to be governed by the law of the State of which the party is a subject (139)
 - 漢訳：婚媾年數足否、父母許否、支派過近與否（巻 2(3)-26）
 - 堤訳：婚姻スルニ。年數足ルカ足ラヌカ。兩親許スカ許サヌカ。血ノツヅキアリ近スギルカ（巻 2 下-8）
 - 大築訳：人婚姻ノ年齢其父母ノ許否血統ノ遠近ノ度程（132）
- personal capacity to contract a marriage, as to age, consent of parents &c. (131)
 - 漢訳：人之婚姻、年數足否、父母許否（巻 2(3)-25）
 - 堤訳：人民ノ婚姻ニ男女年頃ナルヤ。兩親許諾セシヤ。（巻 2 下-3）
 - 大築訳：人婚姻ヲ爲年齢及ヒ父母ノ許諾等（129）

市民権、適法性（嫡出か否か）、多数派か少数派か、白痴・精神異常・破産、結婚・離婚しているかなどの個人的属性 **personal qualities**¹⁴が、その主体とともに移動することについて述べた次の箇所では、いずれの訳も「人」「人民」という語を用いており、**personal** と **subjects** との区別は曖昧であるにせよ、原文の意味を的確に訳に反映している。

- Such are those universal personal qualities which take effect either from birth, such as citizenship, legitimacy, and illegitimacy ; at a fixed time after birth, as minority and majority ; or at an indeterminate time after birth, as idiocy and lunacy, bankruptcy, marriage, and divorce, ascertained by the judgment of a competent tribunal. The laws of the State affecting all these personal qualities of its subjects travel with them wherever they go, and attach to them in

whatever country they are resident (121-122).

- 漢訳：①其人民生而即有之分位（巻 2(3)-24） ②此等（巻 2(3)-24）
- 堤訳：①夫レ人民生レテ即有ノ分限アリ（巻 2 下-1） ②是等（巻 2 下-2）
- 大築訳：①人生レテ後直チニ受ル所ノ性格（128） ②此等ノ分位（128）

ただし、これらの属性が主体に従って移動することを説明した後半部分は、明確には訳されていない。漢訳がこの特徴を「属身」¹⁵という訳語で明示している箇所を挙げる。

- The personal capacity of parties to contract depends upon those personal qualities which are annexed to their civil condition, by the municipal law of their own State, and which travel with them wherever they go, and attach to them in whatever foreign country they are temporarily resident. Such are the privileges and disabilities conferred by the *lex domicilii* in respect to majority and minority, marriage and divorce, sanity or lunacy, and which determine the capacity or incapacity of parties to contract, independently of the law of the place where the contract is made, or that of the place where it is sought to be enforced. (203)
 - 漢訳：①必其人能成之（巻 2(3)-56） ②必視、本國立法所定、屬身之地位（巻 2(3)-56）
 - 大築訳：欠落
- It is only those universal personal qualities, which the laws of all civilized nations concur in considering as essentially affecting the capacity to contract, which are exclusively regulated by the *lex domicilii* (203)
 - 漢訳：此等屬身永不相離之地位（巻 2(3)-56）
 - 大築訳：欠落
- universal personal qualities which, with all the incidents belonging to them, are ascertained by the *lex domicilii* (203)
 - 漢訳：此係屬身之地位、隨處不變耳（巻 2(3)-56）
 - 大築訳：欠落

次の箇所では、国際私法上、人の能力や家族関係について適用される「属人法 personal statutes」が、なおに至る前段階にあるとはいえ、意味に従って正しく捉えられていることが確認できる。

- personal statutes (139)
 - 漢訳：隨身之律（巻 2(3)-26）¹⁶
 - 堤訳：動物身ニ隨フハ定律ナレドモ（巻 2 下-7）
 - 大築訳：身ニ隨フノ律（131）

同様のことは、大使/公使の管轄権免除の特権についても当てはまる。この特権は、原則として、当人の死去によって消滅する。

- Although in strictness the personal privileges of the minister expire with the

termination of his mission by death, the custom of nations entitles the widow and family of the deceased minister, together with their domestics, to a continuance, for a limited period, of the same immunities which they enjoyed during his lifetime (316).

- 漢訳：國使既卒、其權當絶（卷 3(4)-13)
- 大築訳：公使死スルトキハ其萬權從テ絶滅スル（264）

ところで、原文 203 頁からの最初の引用にあるように *personal qualities* と *personal capacity* とは区別されており、漢訳は訳の上でもこの区別を明示できていることが分かる。ただし、*personal right* およびその根拠となる *personal capacity*、*personal qualities* に、*personal state* も加えて訳語を比較してみるならば、一語一義の訳出とはなっていない。

- the *personal rights of the citizens of the State* (121)
 - 漢訳：人民[*citizen*]之權利分位（卷 2(3)-23）
 - 堤訳：欠落（該当の節の冒頭のみ訳出）
 - 大築訳：人權及ヒ其分位（127）
- the *civil condition and personal capacity of its[State] citizens* (121) :
 - 漢訳：己民[*its citizens*]之分位權利（卷 2(3)-24）
 - 堤訳：吾人民ノ分限權利（卷 2 下-1）
 - 大築訳：民ノ分位能力（128）
- the *personal state and capacity of its[State] citizens* (140)
 - 漢訳：人民[*citizen*]之分位權利（卷 2(3)-27）
 - 堤訳：人民ノ分限權利（卷 2 下-9）
 - 大築訳：人民ノ分位權利（133）

person 概念の導入という観点から興味深いのは、“*persona standi in judicio*”の訳だろう。この表現は、「法廷に立つ/訴訟を起こす能力/資格を有する個人」を意味し、かつその外延は自然人には限らないからである。該当箇所は全部で三か所ある。

- the doctrine that he who is hostis — who has *no persona standi in judicio*, no means of enforcing contracts, cannot make contracts, unless by such permission (385)
 - 漢訳：欠落（大幅に割愛されている）
 - 大築訳：省略（特定困難）
- In the law of almost every country, the character of alien enemy carries with it a disability to sue, or to sustain, in the language of the civilians, *a persona standi in judicio* (384).
 - 漢訳：欠落

➤ 大築訳：之ヲ我ニ訴フルヲ得ス公師代言人ヲシテ之ヲ助クルヲ能ハサルナリ (334)

- the technical objection of the want of a persona standi in judicio cannot, on principle, prevent a suit being brought by the captor, directly on the ransom-bill (479)

➤ 漢訳：省略

➤ 大築訳：捕者直チニ収贖狀ヲ以テ訴フルヲ妨ケス (488)

このいずれの箇所でも、漢訳・大築訳ともにこの表現を訳に直接反映させていない。二例目の大築訳の「之ヲ我ニ訴フルヲ得ス」は“persona standi in judicio”も一括した訳と見ることも可能である。しかしこの表現の意味するところは、二例目と同じページの“they have no legal existence”によって示唆されており、意図的に無視されたとの感を拭えない。

次に、「対人的」を意味する personal の訳例をいくつか挙げてみよう。

【対人管轄権】

- as much to require punishment, if done within their limits, where they had a territorial jurisdiction, or, on the high seas, where they had a personal jurisdiction, that is to say, one which reached their own citizens only (500)

➤ 漢訳：無論在己之疆内、或在海上管轄所及之處 (巻 4(6)-47)

➤ 大築訳：疆内疆外ヲ論セス總テ管轄ノ及フ所ニ於テ (518)

この箇所では、いずれの訳も territorial jurisdiction と personal jurisdiction とを区別せず「管轄」と訳している。しかし、別の箇所の漢訳は、「対人管轄権」という成語ではないが、その意味を捉えて訳出している。

- lands in the British colonies, in the exercise of its jurisdiction in personam (198)

➤ 漢訳：亦常因其人而帶管其物 (巻 2(3)-53)

➤ 大築訳：欠落

また、次の用例では、漢訳・大築訳ともに、上の区別を訳の上に反映している。

- The jurisdiction which that power may lawfully exercise over the vessel on the high seas, is a jurisdiction over the persons and property of its citizens ; it is not a territorial jurisdiction (504).

➤ 漢訳：本國之管轄在海上者、亦唯管其人民貨物 (巻 4(6)-49)

➤ 大築訳：其本國ノ管轄ヲ海上ノ私船ニ及ホスハ唯其人其貨ニ行フヲ得ルノミ (525)

【対人訴訟】

対人訴訟 action in personam は対物訴訟 action in rem の対語で、以下の箇所の漢訳は、成語ではないが意識としては的確である。

- the law of England, and of other countries where the English common law forms the basis of the local jurisprudence, considers all personal actions, whether arising *ex delicto* or *ex contractu*, as transitory (200)
 - 漢訳：皆可隨身更地（巻 2(3)-54）
 - 大築訳：欠落
- personal actions (200)
 - 漢訳：涉事之訟（巻 2(3)-54）¹⁷
 - 大築訳：欠落
- personal action (205)
 - 漢訳：涉事之訟（巻 2(3)-58）¹⁸
 - 大築訳：欠落

【对人的通知】

对人的通知は、代理人を経ることなく直接・現実になされる通知を意味するが、以下のいずれの漢訳でも、文脈に従って「被告」「被告之人」と意識されたり、省略されている。

- without personal notice to the defendant (198)
 - 漢訳：不先知會被告（巻 2(3)-53）
 - 大築訳：欠落
- without actual personal notice of the suit (202)
 - 漢訳：不在國內、並不知其事（巻 2(3)-55）
 - 大築訳：欠落
- without actual personal notice to the party (206)
 - 漢訳：不傳知被告之人（巻 2(3)-59）
 - 大築訳：欠落

【人的役務】

- There might be quite as just a prerogative right to the property of subjects as to their personal services, in an exigency of the State (162)
 - 漢訳：亦本國遇有緊急、君可令民、無論在何處、以物之耶（巻 2(3)-42）
 - 堤訳：其人民…何國ニ居ルニ差別ナク。其君ノ命ニテ其貨物ヲ出サセ。奉公サセシムベキカ（巻 2 下-42）
 - 大築訳：本國緊急アルトキハ君臣其人其貨ヲ用フルノ權利アリ（162）

この箇所では漢訳は財産の供用にしか触れていない。堤訳も同様で、personal の訳は見当たらないが、「其人民…奉公」に託していると考えられなくもない。他方、大築訳は、成語ではないにせよ、意味を正しく訳に落とし込んでいる。これに続く文も、大築訳は personal services の意味を踏まえて訳出している。

- the prerogatives of the crown of England have no obligation on persons or property domiciled or situated abroad (163)
 - 漢訳：而干人民貨物在外國者（巻 2(3)-42)
 - 堤訳：其ノ人民タリトモ其貨物早ヤ外國ニアル上ハ（巻 2 下-43)
 - 大築訳：各國到ル處己レノ民ヲ役使スルノ權利アリトハ即チ本國ノ民其疆内ニ復スルトキハ便チ管轄ノ權ヲ行フ可ク（162)

【国家間契約の二種】

国家間契約には、君主の person に依存するものと、そうでないものがある。次の箇所では、いずれの訳も文脈に従って前者を「君約」、後者を「国約」と訳している。

- Treaties are divided by the text writers into personal and real (38).
 - 漢訳：君約（巻 1(2)-22)
 - 堤訳：君約（巻 1 下-22)
 - 大築訳：君約（45)

次も同様の意識の例である。

- Here the distinction laid down by institutional writers between *real* and personal treaties becomes important. The first bind the contracting parties independently of any change in the sovereignty, or in the rulers of the State. The latter include only treaties of mere personal alliance, such as are expressly made with a view to the person of the actual ruler or reigning sovereign, and though they bind the State during his existence, expire with his natural life or his public connection with the State (342-343).
 - 漢訳：①約有屬國體者、有屬君身者（巻 3(4)-20） ②・③をまとめて、屬君身者（巻 3(4)-20)
 - 大築訳：國約ト君約（285） ②・③をまとめて、國君ノ一身ニ屬シ（285）
- The former relate exclusively to the persons of the contracting parties, such as family alliances and treaties guaranteeing the throne to a particular sovereign and his family（38-39）
 - 漢訳：君之身（巻 1(2)-22)
 - 堤訳：君主ノ身（巻 1 下-22)
 - 大築訳：専ラ其約ヲ立ツル人ノミニ關係ス（45）

ここでも漢訳・堤訳は文脈に従った意識を採用しているが、大築訳は原文通り、一般的意味で訳している。続けて後者について説明した次の箇所では、漢訳は一般的意味で的確に訳している。大築訳も同様と言ってよい。他方、堤訳はやはり文脈により意識している。

- The latter relate solely to the subject-matters of the convention, independently

of the persons of the contracting parties (40)

- 漢訳：有其事不在其人（巻1(2)-22)
- 堤訳：國事ニア(23)リテ君ノ身ニアラズ（巻1下-23-24)
- 大築訳：國約ハ其約ヲ立ツル人ノ一身ニ係ラス（45)

二つ目の用例でも触れられている通り、君主の person に依存する限り、その交代によってこの契約が影響を受けることは言うまでもない。ただし、次のように、いずれの訳も文脈に従って「君主」とのみ訳し、その person と区別して訳していない。

- certain changes in the internal constitution of one of the contracting States, or in the person of its sovereign (40)
 - 漢訳：易君主（巻1(2)-22)
 - 堤訳：君主ヲ易へ（巻1下-23)
 - 大築訳：君主ヲ易ル（46)
- change in the person of the sovereign or in the form of government (36)
 - 漢訳：易君主（巻1(2)-22)
 - 堤訳：君主ヲ易へ（巻1下-22)
 - 大築訳：君主ノ變化（45)
- whatever intervening changes may take place in its internal constitution, or in the persons of its rulers (40 ; 41 頁、46 頁にも類例)
 - 漢訳：易君主（巻1(2)-22)
 - 堤訳：君主ヲ易へ（巻1下-23)
 - 大築訳：君主易ル（45)

類例としては同君連合/人的国家結合 personal union (⇔物上連合/物的国家結合 real union) がある。

- If this union under a common sovereign is not an incorporate union, that is to say, if it is only personal in the reigning sovereign ; or even if it is real, yet if the different component parts are united with a perfect equality of rights, the sovereignty of each State remains unimpaired. (55 ; 56 頁にも同様の例)
 - 漢訳：數國之奉一君也、若非以國相合、但以君身相合者、即於各國之主權、無所碍也（巻1(2)-30)
 - 堤訳：數國ノ一君ヲ奉ズルハ。國ヲ互ヒニ合スニ非ズ。君主ノ互ヒニ盟約ニテ合フコトナレバ。ソノ國自主ノ權ハ失ナハズ。（巻1下-39)
 - 大築訳：數國合シテ一君ヲ奉スルヤ全ク國ヲ合スニ非ス唯一君ヲ奉スルノミニシテ各々均シク同權ヲ有ツトキハ之カ爲メ各國ノ主權ヲ害フコトナシ（61)

【個人的に・自ら】

次の箇所では、漢訳が意識等によって省略しているのに対して、大築訳は明確に訳出して

いる（ただし三例目は **individual** とセットの可能性が高い）。

- they are not **personally** responsible (471)
 - 漢訳：省略
 - 大築訳：其者獨り責任ヲ受ルニ非ズ (476)
- The only security known to the law of nations upon this subject, independently of all special covenant, is the right of **personal visitation** and search, to be exercised by those who have the interest in making it (589).
 - 漢訳：前往稽查（卷 4(6)-62）
 - 大築訳：自ラ稽查スルノ權利（641）
- if the individual is **personally** informed, that purpose is still better obtained than by a public declaration (578)
 - 漢訳：告知外人（卷 4(6)-56）
 - 大築訳：其各人ニ對シテ直チニ告知スル（625）

これに対して次の例では漢訳の方が大築訳よりも明確である。

- the enemy was not permitted to sue in the British courts of justice **in his own proper person** for the payment of the ransom (479)
 - 漢訳：敵人自來法院（卷 4(5)-37）
 - 大築訳：敵人英國ノ戦利裁廳ニ來テ（488）

漢訳・大築訳ともに原文の意味を訳に的確に反映させている箇所としては以下がある。

- Ambassadors and other public ministers of the first class are exclusively entitled to what is called the *representative* character, being considered as peculiarly representing the sovereign or State by whom they are delegated, and entitled to the same honors to which their constituent would be entitled, were he **personally** present. (278)
 - 漢訳：第一等使臣、應以君禮款待、一若其君親來者（卷 3(4)-3）
 - 堤訳なし
 - 大築訳：國君他國ニ親隣スル時ト款待禮格異ナルヲナシ（234）
- the property of those only who are **personally** within the territory at the commencement of hostilities (375)
 - 漢訳：指人民現居疆内者
 - 大築訳：始戦ノ時現ニ我カ疆内ニ在ル敵人敵貨（320）

これらの訳例は、漢訳洋書刊行第 2 期に属する英華字典のそれとの類似性が高い点でも興味深い。たとえばメドハースト『英華字典』（1847-48）は **in person** に「親身」、ロプシヤイト『英華字典』（1866-69）は **Personally/in person** に「親自・親身・自己・本身」の訳語を当てている（後藤 2020）。

一般的な意味で「人」と訳したり、文脈に合わせて意識したり、他の語に吸収して省略されたり、具体例を挙げることで代用した例は多数に上る。紙幅も限られているのでこれらの用例に言及することは控え、その代わりに、もう少し入念な翻訳を試みていれば **person** 概念のより正確な理解に寄与したかもしれない箇所を挙げる。

- **Law in general (Recht im Allgemeinen) is the external freedom of the moral person (15).**

- 漢訳：法之所以護人不受外暴也（巻 1(1)-9~10）→**moral** を省略
- 堤訳：法制ヲ立テ人民ヲ守護シ、他國ヨリノ亂暴ヲ防グナリ（巻 1 上-18）
- 大築訳：法律ハ人ヲ守ルノ外防トス（21）

この箇所ではいずれの訳も **moral** を省略している。このことは自由の主体としての **person** が意味するところに配慮できていないこととも連関する。次の箇所では、**persons** と **lives** の区別ができていない。

- **in every point of view, they ought to be considered resident subjects. Their persons, their lives, their industry, were employed for the benefit of the State under whose protection they lived (395)**

- 漢訳：其人既身居彼地、其生計亦在彼國（巻 4(5)-12~13）
- 大築訳：其人既ニ其地ニ遷住シテ産ヲ興シ業ヲ營ミ（351）

割愛された注からは次の箇所を挙げておこう。とくに「法的責任能力のある、成人の」を意味する最後の用例は「法律上的人格」を理解する助けとなったはずである。

- **personal immunity (167)**
- **personal taxation (167)**
- **In regard to the contract of marriage, the general principle in the United States is that, as between persons sui juris, marriage is to be determined by the law of the place where it is celebrated (308).**

おわりに

漢訳『万国公法』を中心に、**person** 概念の訳語を比較整理し、その変遷を跡付け、この概念が「人格」という成語の地位を得るまでの過程の一端を明らかにする作業を終えた今、あらためてこの概念がやすやすと身を隠し、今にも掻き消えてしまいそうであるという印象が強い。この概念がキリスト教の根幹となる概念であり、ヨーロッパの法文化をその根底において支えた概念であることから、宣教師訳『万国公法』にそうした背景がにじみ出しているのではないかとの期待も、むしろ宣教師訳の欠点によって曇らされてしまった。孫建軍は宣教師による造語の限界として以下の四点を指摘している。

(1) 専門知識の欠如：西洋の政治、法律制度など、具体的な事物については適訳が多いのに対して、抽象概念には誤訳が少なくなかった。哲学、心理学など、西洋文化の真髄である

学問の翻訳にも無理があり、その翻訳は専門家に委ねざるを得なかった。

(2) 翻訳方法の限界：宣教師の中には中国語にかなり長けていた者もいたが、漢文という難関が立ちはだかっていた。他方、中国人協力者は外国語に通じていない者がほとんどであり、西洋文化の理解には個人差が大きかった。

(3) 方言の差異による訳語の混乱

(4) 宣教グループ間の対立（孫建軍 2015、35-37）

その上で孫は、開国してまだ 10 年しか経過していない時期に優秀な洋学知識を有する学者集団を養成し輩出した明治日本においては、訳語造出に新たな花が咲いたと述べている（同書 35 および 48）。しかしながら、**person** の翻訳に限って言うならば、この時期の日本においてもその道のりはまだ遠いと言わざるを得ない¹⁹。これについては稿を改めて検討することにした。

注

¹ 丁題良訳『万国公法』を巡っては、すでに少なからぬ先行研究がある。ここではそれらすべてを紹介することはできないため、とくに本論考にとって重要な先行研究への導きの糸となる文献をピックアップする。

幕末以来の万国公法導入史の概観、識者・要人の反応、教育課程への導入、条約改正交渉、近隣外交における万国公法の適用などについては宮永孝（2011）、安岡（1999）が参考になる。

原書と漢訳の関係については、訳の不正確さ、「性法」すなわち自然法的要素の過度の強調を巡って異なる解釈がある。周 圓（2011）は、この二つの通説が形成される過程を振り返ったうえで、吉野作造以来の通説に反して漢訳の正確さ・適切さを認めている。ジャンニン・ジャン（1991）も、かなりの程度まで原典に従った忠実な訳であるとしている。後者の論点に関しては、そもそも原書が自然法学派に属するか実定法主義に属するかについての議論があり、伊藤（1979）、川尻（2017）は、それが、ヴォルフやヴァッテル同様、自然法から実定法への移行期に当たる当時の折衷的学説に属すると解釈している。そして、周 圓（2011）は、マーチンが原作者ホイートンの観点を正確に理解しており、意図的に、または誤解により自然法への強調をしたという批判はあまり適切でないとしている。

また、自然法的傾向の強調という問題とも絡むが、国際法全体を万国「公法」と訳したことによって国際私法との関係が不明瞭になったという問題がある（リウ 2014）。

個別の訳語の系譜的研究も重要である。本稿でも取り上げる「動物/植物」（＝動産/不動産）については松井（1985）、陳力衛（2019）を参照。また、**person** 概念の導入が行われた幕末から明治にかけての日本において疑似・身分制的（その意味で徳倫理的）枠組みが西洋近代思想・制度の受容器の役割を果たしたという筆者の主張を具体的に裏付けるものとして、

「権利」「義務」「責任」という訳語の変遷も貴重な示唆を与えてくれる。西周助訳『畢洒林氏万国公法』(1868)、津田真道訳『泰西国法論』(1868)等との関係も視野に入れたこれら訳語の研究としては松井(1985)、松井(2002)、孫建軍(2015)が参考になる。

² これ以外の関連書籍も含め、諸版の特徴については、松井(1985)、安岡(1999)、韓相熙(2016)を参照。

³ 陳力衛もこの二つの和訳を取り上げて訳語の変遷を追いかけている。陳によれば、堤訳は俗語、日常語をもって訳しているという特徴を持ち、漢訳の語彙に拘らず、独自の訳語をもって対応しているところが多い(陳力衛 2019、85) また、大築訳については、漢訳『万国公法』との語彙の類似度が高いという松井(1985)の指摘を紹介する一方で、明治9年の段階ではすでに『明六雑誌』が刊行されており、学術、人文用語がある程度日本で定着しているとして、日本語への改訳という観点から大築訳を避けて通ることはできないとしている(陳力衛 2019、91)。

⁴ これ以外にも、尾崎哲夫『法律英語用語辞典 第3版』(自由国民社、2009)、長谷川俊明『ローダス 21 最新法律英語辞典：英和・和英索引「逆引」』(東京堂出版、2007)、柴田光蔵『法律ラテン語辞典』(日本評論社、1985)、杉原高嶺『国際法講義 第2版』(有斐閣、2013)、「外交関係に関するウィーン条約」(1964 外務省告示)、「法令用語日英標準対訳辞書」(内閣官房、2019年3月改訂版)を参照した。

⁵ **sovereign** は主権者を意味する一般的概念だが、漢訳では一貫して「君」「君主」等の訳語が当てられている。これについてジャンニン・ジャン(1991)は、理論上にせよ、実際上にせよ、民衆によって選ばれた指導者や、宗教的あるいは神秘的な権威を帯びた統率者などでもありうるにもかかわらず、「君上」と訳出されたことは、19世紀末までの中国の政治的支配意識の反映であるとの確に指摘している。

⁶ 漢訳は全4巻全6冊からなり、〈巻数(冊)・頁〉の略号、堤訳は全2巻上下からなり、〈巻数 上/下・頁〉の略号で出典箇所を示す。大築訳については頁数のみを挙げる。漢訳・和訳からの引用に際しては、用いられている旧字体を可能な限り再現した。原文に施した下線は筆者による(以下同様)。

⁷ ひとまとまりの文の中に複数の用例がある場合、必要に応じて①、②...の番号を付して列挙した。

⁸ 諸橋徹次編『大漢和辞典』には「君身」が収録されておらず、すぐ下に挙げる「君之身」(巻3(4)-3)を約めたものの可能性がある。他方で、この訳語は重野安繹訳述『和訳万国公法』(陳力衛 2019、83)、さらに以下ですぐ見るように、大築訳にも引き継がれている。

⁹ 諸橋徹次編『大漢和辞典』によれば、「人口」は漢籍に登場し、人員・人数の意味を持つ。メドハースト『英華字典』(1847-48)、ロブシャイト『英華字典』(1866-69)がいずれも複数の **persons** にこの訳語を当てている。

¹⁰ 高谷龍州注解『万国公法蠡管』には古注として引き継がれている。

¹¹ 他方で、漢訳洋書出版第2期に属する英華字典における訳語との連続性は見られない。

たとえばドーリトル『英華萃林韻府』(1872)は **property** を「浮財」と訳し、メドハースト『英華字典』(1847-48)とロブシャイト『英華字典』(1866-69)は **personal property** にも同じ訳語を当てている(後藤 2020)。

松井(1985)と陳力衛(2019)は、漢訳における「動物/植物」という訳語が、西周助訳述『和蘭畢洒林氏万公法』(1868)では「身属地属」という新たな訳語に置き換えられていると述べているが、以下で見るように、文脈は異なるとは言え **personal treaties** には「属身」という訳語が当てられており、完全な新造語とは言い難い。

¹² 英華字典にも以下のような用例が収録されている。

モリソン『中国語字典』(1815-23)

・ **Wish to take their persons and property to offer as surety**, 願将身家具保.

メドハースト『英華字典』(1847-48)

・ **to become surety in person and property**, 以身家爲保.

ロブシャイト『英華字典』(1866-69)

・ **to come security in person and property**, 俾自己身家做担保, 以本身家爲保

諸橋徹次編『大漢和辞典』によれば、この語は「身代」「身元・家柄」の意味を持つ。諸橋は前者について、清代 1694 年の『福惠全書』から「身家産業」という用例を引いており、本文中で引用した漢訳の訳例にぴったり当てはまる。また、陳力衛(2019, 83)によれば、この訳語は重野安繹訳述『和訳万国公法』にも引き継がれている。

『日本国語大辞典 第二版』の「身家」の項には「身体と家。自分のからだと家族。からだや家など、自分に関するすべてのもの」という意味が挙げられている。しかし、「身」「家」が何を意味するのか、そして「身家」あるいは「身家貨物/身家産業」と **person**、**property**、**personal property** がどのような対応関係にあるのかを突き止めることは容易ではない。

¹³ ここでの「人権」が「人権 **human rights**」とは別意であることは言うまでもない。

¹⁴ **personal qualities/character** には法的資格とは無関係な以下のような用例もあるが、ここでの考察からは除外する。

● **It[=the art of negotiation] depends essentially on personal character and qualities, united with a knowledge of the world and experience in business (355).**

➤ 漢訳：人從有賢德才能、若未廣見聞、諳練世務、則不能當其任(卷 3(4)-27)

➤ 大築訳：賢德才能見聞ヲ廣クシ世務ニ熟達スル人(299)

¹⁵ ただし、「属身」という表現は諸橋徹次編『大漢和辞典』には見当たらなかった。

¹⁶ 諸橋徹次編『大漢和辞典』によると、「隨身」は漢籍に登場し、「身に所有する」「随時に需用する用具」「旅行に携行する具」等の意味を持つ語である。訳語としても適切である。

¹⁷ 「涉身」という表現は諸橋徹次編『大漢和辞典』には見当たらなかった。

¹⁸ なお、**judgments in personam (207)**にも「涉身之訟」(卷 2(3)-59)という同じ訳語が割り当てられている。

¹⁹ 上で、**person** の訳語が紆余曲折を経て「人格」と定められたのは 1892~1894 ころとさ

れていると述べた。国際法関連文献もそのことを裏付けている。維廉義瓦浩児（ウィリヤム・エドワルト・ホール）著『国際法 上巻』（横田四郎、1888）第一部第一編のタイトルを見ると「國際法上ノ人」という表現が見えるが、ウィリヤム・エドワード・ホール著『国際公法』（東京法学院、1899）ではこれが「國際法上ノ人格者」、ウィリヤム・エドワード・ホール著『国際公法』（帝国百科全書 第23編、博文館、1899）第一編第四章のタイトルは「國際公法上ノ人格」となっている。

渡部万蔵著『現行法律語の史的考察』（万里閣書房、1930）は独立の項目として「法人」を設けており、また索引からは次のような関連語が見いだせる。

- 人格：法律用語の採択の自由の文脈で：「この決定者である自己は心理学上動機以上のものではなく、拒否征服された衝動的動機と同様に、動機として働く性向、性格、人格である」（同書 22）
- 人格権：財産権と人格権、物件と人格権（同書 4）
- 人格者：
 - 交叉作用について：法人、法定果実、遺留分、信託、陪審など、その他法律上における物 *Sache* と物体 *Körper* 或いは人 *Mensche* と人格者 *Person* の区別（同書 33）
 - 選挙区そのものは選挙権の主体としての公法上の人格者ではない（同書 64）

自然人以外に対して用いられる *person* の訳語としては、人・身体では追いつかない以上、当然の展開であったと言える。

文献表

〈一次文献〉（時系列）

Henry Wheaton(ホイートン)著 *Elements of International Law*(Philadelphia 初版 1836、第6版 1855).

丁韞良ほか漢訳・西周訓点『万国公法』巻1-4（6冊）、開成所、1865、官版。

堤殼士志訳『万国公法訳義』第1巻上下・第2巻上下、御用御書物製本書版、1868。

高谷龍州注解『万国公法蠡管』、北畠茂兵衛、1876。

大築拙蔵訳『恵頓氏万国公法』、司法省、1882。

維廉義瓦浩児（ウィリヤム・エドワルト・ホール）著『国際法 上巻』、横田四郎、1888。

ウィリヤム・エドワード・ホール著『国際公法』（帝国百科全書 第23編）、博文館、1899。

ウィリヤム・エドワード・ホール著『国際公法』、東京法学院、1899。

渡部万蔵著『現行法律語の史的考察』、万里閣書房、1930。

〈二次文献〉（50音順）

- 川尻文彦 (2017) : 『万国公法』の運命--近代における日中間の「思想連関」の観点から、『愛知県立大学外国語学部紀要 言語・文学編』第 49 号、145-158.
- 後藤弘志 (2016) : Die Rezeptionsgeschichte des Personbegriffs in der Moderne Japans. In: Geschichte - Gesellschaft - Geltung, hg. von M. Quante. Hamburg, 241-255.
- 後藤弘志 (2020) : 英華字典に見る人格関連訳語、『ぷらくしす』21 号、73-89.
- ジャンニン・ジャン (1991) : 『万国公法』成立事情と翻訳問題」、加藤周一ほか編『現代日本思想大系 15 翻訳の思想』、岩波書店、381-400.
- 周園(2011)「丁韞良『万国公法』の翻訳手法：漢訳『万国公法』1 巻を素材として」、『一橋法学』第 10 巻第 2 号、223-264.
- 孫建軍 (2015) : 『近代日本語の起源：幕末明治初期につくられた新漢語』、早稲田大学出版部.
- 陳力衛 (2001) 『和製漢語の形成とその展開』、汲古書院.
- 陳力衛 (2019) : 『近代知の翻訳と伝播：漢語を媒介に』、三省堂.
- 松井利彦 (1985) : 「漢訳「万国公法」の熟字と近代日本漢語」(近代語の研究)、『國語と國文学』62 号、67-77.
- 松井利彦 (2002) : 「漢訳語の日本語への受容：漢訳『万国公法』の「責任」の場合」、『文林』36 号、21-45.
- 宮永孝 (2011) : 「日本における初期の国際法にまつわる逸事」、『社会志林』57 巻 4 号、350-434.
- リディア・H・リウ (2014) : 「普遍性を立法する：一九世紀における「万国公法」の流通」、孫江・劉建輝編著『東アジアにおける近代知の空間の形成』、東方書店、251-303.
- 安岡昭男 (1999) : 「日本における万国公法の受容と適用」、東アジア近代史学会編『東アジア近代史』第二号、45-64.

○本研究は JSPS 科研費 JP19K00007 の助成を受けたものです。